

## 「食パラダイス鳥取県」アンバサダー登録及びロゴ等使用要綱

制 定 令和5年6月12日付第202300071635号

最終改正 令和7年3月24日付第202400293464号

鳥取県農林水産部長通知

### (目 的)

第1条 次に掲げる「食パラダイス鳥取県」推進の趣旨に賛同し、その実現に向けて新たなチャレンジを行う事業者を「食パラダイス鳥取県」アンバサダー（以下「食パラダイスアンバサダー」という。）として登録することで、鳥取県の食の魅力向上と情報発信を行う。

#### —食パラダイス鳥取県—

これまで「食のみやこ鳥取県」を標榜し、県民が食の豊かさや食文化を実感し、誇りの持てる風土づくりを進めてきました。それらを素地として、観光と連携した豊かな食の魅力を磨き上げ、新たに「食パラダイス鳥取県」としてステージアップを図ります。

また、世界に誇るべき鳥取県の農林水産物を国内外に力強く発信することで、販路の開拓や輸出拡大並びに国内外から幅広い層の誘客を促進します。

さらには、これまで以上に県民に本県の自然に育まれた食の豊かさを実感いただきつつ、県民自らが行う県内各地域の食の魅力の発信を推進します。

これらにより、豊かな地域資源を活用して作られた県産品の評価向上と農林水産業はもとより、商工業・観光サービス業等の多様な産業の振興に繋げていくことにより、心豊かな食文化の醸成と経済発展を目指します。

### (定 義)

第2条 この要綱において、「県産品」とは、鳥取県内で生産された農林水産物やそれらを原料にした加工食品をいう。

### (対象とする事業者区分)

第3条 登録対象とする事業者の区分は以下のとおりとする。

- (1) 県内及び国内外に所在する販売店（百貨店、量販店、小売店、直売所、土産店等）
- (2) 県内及び国内外に所在する飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業を営む者及びこれに準ずると認められる者を除く。）
- (3) 県内及び国内外に所在する旅館・ホテル
- (4) 県内の農林水産業者（団体を含む）
- (5) 原則として県内の食品製造業者
- (6) 県内及び国内外に所在する前各号に該当しない企業、法人、団体等

### (登録の要件)

第4条 第1条に掲げるもののほか、事業者区分毎の登録要件は以下のとおりとする。

- (1) 販売店  
県産品の販売、PRに力を入れること
- (2) 飲食店、旅館・ホテル  
料理メニュー等に積極的に県産品を活用し、その良さをPRすること
- (3) 生産者、食品製造業者  
県産品の生産あるいは県産農林水産物を原材料に使用した加工食品の製造を行うことに加え、積極的に県産品の良さについての情報発信を行うこと
- (4) 前各号に該当しない企業、法人、団体等  
「食パラダイス鳥取県」推進のために自ら取り組み、又は応援すること

(食パラダイスアンバサダーへの支援)

第5条 県は、食パラダイスアンバサダーに対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) メニューや広告、包装資材等に利用できるロゴマーク等のデータの提供(ただし、事業者は、その使用に当たり、別に定める使用マニュアルを遵守するものとする。)
- (2) 店舗等に掲出するためのPR資材(ノボリ、POP広告等)の提供
- (3) 県産フェア等のイベントへの後援名義の使用(ただし、イベント毎に申請・審査を要する。)
- (4) 県ホームページ等でのPR
- (5) 県公式グルメサイト「とりたべ」への掲載
- (6) 食パラダイス鳥取県キャンペーン(デジタルスタンプラリーやSNSキャンペーン等)の実施
- (7) 商品パッケージへの「食パラダイス鳥取県」ロゴマーク印刷・貼付等に係る経費の支援
- (8) その他、商談会やフェアの情報提供等

(応募方法)

第6条 食パラダイスアンバサダーの登録を受けようとする事業者は、様式第1号の申請書を、鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課へ提出するものとする。

(申請に当たっての注意事項)

第7条 事業者は、次に掲げる事項を承諾した上で登録申請するものとする。

- (1) 県産品の良さを積極的にPRし、県が行う「食パラダイス鳥取県」推進に係る施策への協力を行うこと。  
(例：県が提供するPR資材の掲出、県が行うアンケート調査への協力等)
- (2) 県ホームページで申請書の記載内容を紹介すること。  
(例：店舗名、所在地、連絡先、取組内容等)
- (3) 法令を遵守し、適切な食品表示や衛生に配慮した料理を提供するなど、食の安全・安心に努めること。

(ロゴ等の使用について)

第8条 ロゴマーク及びPR資材(以下「ロゴ等」という。)を使用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、食パラダイスアンバサダーに登録された者のみとする。

- (1) 国各省庁、鳥取県内の市町村が使用する場合
- (2) 保育所、認定こども園並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に掲げる学校が教育の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が県産品のPRの目的で使用する場合
- (4) 鳥取県が主催又は共催となって実施するイベント等で使用する場合
- (5) 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当する場合

2 ロゴ等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 県が提供するPR資材、ロゴマーク等は第1条の「食パラダイス鳥取県」推進の趣旨に照らし、消費者に誤解を与えることのないよう適切に使用することとし、その取扱いについて県の指示に従うこと。
- (2) 県産品の商品パッケージやPOP広告等のみに用いることとし、県産品以外への使用は不可とする。

(登録)

第9条 県は、食パラダイスアンバサダーについては申請の内容を確認した上で登録し、申請した事業者へ通知するものとする。

(登録期間)

第10条 特に申出がない場合は登録を継続するものとする。

(申請内容の変更、登録の辞退及び登録の取消し)

第11条 食パラダイスアンバサダーは、申請した内容に変更が生じた場合又は登録の辞退を行う場合は、当該内容の変更又は登録の辞退の届出を行うものとする。

- 2 前項に規定する内容変更及び登録の辞退の届出に当たっては、様式第2号の届出書を県に提出するものとする。
- 3 県は利用者から提供された情報などにより、適宜食パラダイスアンバサダーの取組状況を調査し、現状が申請内容及び第1条の「食パラダイス鳥取県」推進の趣旨と比較して著しく異なると認められる場合は、県の判断により改善の指導又は登録の取消しを行うことができるものとする。

附 則

この要綱は令和5年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年12月14日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年3月24日から施行する。

鳥取県知事 様

「食パラダイス鳥取県」アンバサダー登録及びロゴ等使用要綱の内容を承諾し、登録を申請します。

## 1 申請者

フリガナ		フリガナ	
名称		代表者 職・氏名	
担当者(職・氏名)			
所在地	(〒 - )	市・郡	町
電話 ファクシミリ			
電子メール			
事業区分 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 販売店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 旅館・ホテル業 <input type="checkbox"/> 農林水産業者(団体を含む) <input type="checkbox"/> 食品製造業者 <input type="checkbox"/> その他(企業、法人、団体等)		

## 2 取組内容

区 分	取 組 内 容 ・ 方 法
県産品の生産又は利活用	
県産品の販売促進及びPR	
食パラダイスアンバサダーとしての新たなチャレンジ (複数選択可)	<input type="checkbox"/> より高品質な県産品の生産・販売を目指す <input type="checkbox"/> 県産品を使用した新たなメニュー/加工品等を開発する <input type="checkbox"/> 新たに県産品や県産品を使用した加工品等を販売する <input type="checkbox"/> 県産品の使用割合を増やす <input type="checkbox"/> 商品パッケージを改良する <input type="checkbox"/> 店内のおもてなし力を向上する・感染予防対策を徹底する <input type="checkbox"/> 外国語表記/多言語表示メニューを作成する・増やす <input type="checkbox"/> 県産品の新たな販路を開拓する・新たな販売方法に取り組む <input type="checkbox"/> HP、SNS及び店内掲示物等で県産品を紹介する・情報発信を充実する <input type="checkbox"/> 食パラダイス鳥取県の取組を応援する <input type="checkbox"/> その他( )

## 3 店舗名、所在地等

店舗名等	
所在地	(〒 - ) 市・郡 町
電話	
電子メール	
担当者(職・氏名)	
HP等URL	

- (注) 1) 申請者の名称と店舗名が異なる場合は、3の店舗名、所在地等を記載すること。  
2) 複数店舗について一括申請する場合で、2の取組内容が共通する場合は3の店舗名、所在地等の行を適宜追加すること。  
3) 複数店舗について一括申請する場合で、2の取組内容が異なる場合は店舗ごとに別葉で記載すること。  
4) 上記の取組内容(店舗名、所在地、連絡先と取組内容)は抜粋して県HPに掲載する。

## 【申請・問合せ先】

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県商工労働部兼農林水産部 市場開拓局 食パラダイス推進課  
電話 0857-26-7835 ファクシミリ 0857-21-0609  
電子メール shoku-paradise@pref.tottori.lg.jp

様式第2号

「食パラダイス鳥取県」アンバサダー 内容変更・登録辞退届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

届出者 所在地  
商号又は名称  
代表者の職・氏名

下記のとおり（（1）申請書の内容に変更があったので、  
（2）登録を辞退したいので） 届け出ます。

【届出事項(1)】

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

※店舗等の新設の場合は様式第1号に準じて店舗情報を記載してください。

【届出事項(2)に該当する場合】

「食パラダイス鳥取県」アンバサダーの登録を辞退したい理由

【担当者・連絡先】

所属・職名 氏名 電話 ファクシミリ 電子メール	
--------------------------------------	--